

第 1 4 号議案

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築） （Ⅱ期）請負契約の締結について

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅱ期）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月13日提出

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 契約の目的 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事
（建築）（Ⅱ期）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金883,440,000円
- 4 契約の相手方 関口・堤・アサヒ・丸正特定建設工事共同企業体
代表者 京都府亀岡市古世町西内坪10番地
7
関口建設株式会社
代表取締役 関口清司

構成員 京都府亀岡市馬路町堂ノ西25番地
の1
堤建設株式会社
代表取締役 堤 周 三
京都府亀岡市千代川町小川二丁目1
番18号
株式会社アサヒ
代表取締役 岩 本 茂 熙
京都府亀岡市大井町小金岐2丁目
19番10号
丸正建設株式会社
代表取締役 阿 井 正 雄



工事請負仮契約書

- 1 工 事 番 号 25教第3号
2 工 事 名 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）
（Ⅱ期）
3 工 事 場 所 亀岡市馬路町地内
4 請 負 代 金 額 ￥883,440,000—
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥65,440,000—
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項
及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定
により算出したもので、請負代金額に108分の8を乗じて得た額であ
る。
5 工 期 着工 議会の議決のあった翌日
完成 平成27年12月28日
6 契 約 保 証 金 要
7 解体工事に要する費用等 省略
第1条（総則）から第57条（補則）まで 省略
（仮契約の条項）

第58条 この契約書は、発注者がこの契約について、亀岡市議会の議決を得たときに、本契約書として効力を発生するものである。

この契約を証するため本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 5 月 29 日

発注者

京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 栗山正隆 ①

関口・堤・アサヒ・丸正特定建設工事共同企業
体
代表者

受注者

住 所 京都府亀岡市古世町西内坪10番地7
商号又は名称 関口建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役 関口清司 ②

構成員

住 所 京都府亀岡市馬路町堂ノ西25番地の1
商号又は名称 堤建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役 堤 周三 ③

住 所	京都府亀岡市千代川町小川二丁目 1 番 1 8 号
商号又は名称	株式会社アサヒ
代 表 者 名	代表取締役 岩 本 茂 熙 ⑩
住 所	京都府亀岡市大井町小金岐 2 丁目 1 9 番 1 0 号
商号又は名称	丸正建設株式会社
代 表 者 名	代表取締役 阿 井 正 雄 ⑩

工事請負契約締結議案明細書（予定）

契約の目的	亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅱ期）
契約の方法	一般競争入札
契約金額	金 883,440,000 円
契約の相手方	<p>関口・堤・アサヒ・丸正特定建設工事共同企業体 代表者 京都府亀岡市古世町西内坪10番地7 関口建設株式会社 代表取締役 関口 清司</p> <p>構成員 京都府亀岡市馬路町堂ノ西25番地の1 堤建設株式会社 代表取締役 堤 周三</p> <p>京都府亀岡市千代川町小川二丁目1番18号 株式会社アサヒ 代表取締役 岩本 茂熙</p> <p>京都府亀岡市大井町小金岐2丁目19番10号 丸正建設株式会社 代表取締役 阿井 正雄</p>
工事場所	亀岡市馬路町地内
工 期	<p>着工 議会の議決のあった翌日</p> <p>完成 平成27年12月28日</p>
工事概要	<p>特別教室棟新築工事 一式</p> <p style="padding-left: 40px;">鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積3,262.69㎡</p> <p>屋内運動場2新築工事 一式</p> <p style="padding-left: 40px;">鉄筋コンクリート造平屋建て屋根鉄骨造 延べ面積882.47㎡</p> <p>ホームルーム棟一部教室改修 一式</p> <p>付帯工事 一式</p> <p>既存建物（現高田中学校校舎、附属建物）除却工事 一式</p>